

第 I-1 章

中小企業政策と国産化

1. 製造業における中小企業の位置

(1) 韓国中小企業の特徴

韓国の経済成長の特徴として、財閥主導型、または大企業グループ主導型という言葉が定着している。このことは、韓国の経済成長に中小企業が大きな役割を担ってきたとみられていないことを意味している。これまでの中小企業の盛衰を検討すれば、必ずしもそうとはいえないものもあるが、製造業に占める中小企業の付加価値の割合が日本等に比較して余りにも貧弱なために、韓国の経済成長分析において、中小企業はほとんど無視されてきたといってよい。第 I-1 表に示すように、韓国の中小企業の企業数、従業員数が日本や

第 I-1 表 中小企業*の国際比較 (%)

| | 韓国 (1989) | アメリカ (1982) | 日本** (1985) |
|------|--------------|----------------|----------------|
| 事業所数 | 98.1 | 98.5 | 99.1 |
| 従業員数 | 60.9 | 62.2 | 71.8 |
| 付加価値 | 45.0 | 53.5 | 54.8 |

* 韓国は、従業員 5 人以上300人以下。日本は、従業員300人以下または資本金 1 億円以下。
アメリカは、従業員500~1500人以下。

** 日本の統計は、従業員 3 人以下を除外している。

(出所) 尹敏繁他著『80年代中小企業育成政策の成果と課題』(韓国語), 産業研究院, 1989 年, 31ページ。商工部『1991年度中小企業に関する年次報告書』(韓国語)。

米国に匹敵する割合を占めているにもかかわらず、付加価値は非常に低い。

韓国の中小企業の発展は、大きく三つの時期にわけて論じができる⁽¹⁾。第1期は、中小企業の増加した60年代、第2期は、60年代後半から70年代前半までの中小企業衰退期。第3期は、70年代後半以降の中小企業成長期である。

(2) 中小企業発展の三つの時期区分

ここで述べる中小企業は、従業員300人未満の企業をいう。韓国の中小企業の概念は、その時代によって異なり、50年代には概ね50人未満の企業を中小企業としていたが、61年に5人以上100人未満と定められ、その上限が73年には200人未満、77年には300人未満と徐々に拡大してきた。以下では、統計上、72年までを従業員200人未満の規模の企業、73年以降については従業員300人未満の企業を中小企業として述べる。

最初に付加価値に占める大企業と中小企業の割合の変化から見てみよう。第I-2表は、『鉱工業統計調査報告書』でみた中小企業の付加価値とその構成比の変化である。1969年から72年までの状況は、一貫して中小企業の付加価値構成比が減少している。73年以降は統計の採り方が異なるので72年と73年の間には大きな断絶がみられるが、73年から今日までの傾向は、76年まで

第I-2表 製造業中小企業の事業の

| | 63 | 67 | 69 | 70 | 71 | 72 | 73 |
|--------------|------|------|------|------|------|------|------|
| 事業所数(1,000) | 18.1 | 23.4 | 24.5 | 23.4 | 22.7 | 22.9 | 22.6 |
| 構成比 (%) | 98.9 | 98.3 | 97.6 | 97.1 | 97.0 | 96.6 | 97.0 |
| 従業員数(1,000人) | 267 | 382 | 429 | 422 | 392 | 441 | 539 |
| 構成比 (%) | 66.6 | 58.8 | 51.8 | 49.0 | 46.2 | 45.3 | 46.6 |
| 付加価値(10億ウォン) | 33 | 82 | 126 | 157 | 193 | 251 | 46.9 |
| 構成比 (%) | 52.8 | 39.3 | 29.6 | 28.6 | 27.9 | 27.9 | 34.0 |

(注) 1963~72年は、5~199人の規模、1973年以降は5~299人の規模。

(出所) 経済企画院『鉱工業統計調査報告書』各年版。

のシェアの低下、76年以降の微増傾向というように分けることができる。したがって、中小企業の付加価値に占めるその割合のトレンドは、76年までは減少傾向、それ以降は微増傾向と、76年を契機として転換したといえる。

中小企業の事業所数でみると、絶対数では、60年代の増加（第1期）、70～75年の減少（第2期）、76年以降の増加（第3期）という傾向が見られる。しかし、大企業との比率でみると、77年まではその比率が減少し、78年以降やはり徐々に中小企業の比率が増加している。

従業員の構成でもこういった傾向がみられ、中小企業の従業員比率は、76年まで一貫して減少傾向にあったが、76年に歯止めがかかり、微増に転じた。

(3) 70年代前半の中小企業の盛衰

韓国の中小企業問題は、第2期の中小企業衰退期にはじまる。この時期は、中小企業の構造変化がおこり、全般的に衰退期ではあったが、詳しく見れば、衰退する企業と成長する企業がはっきりと選別された時期であった。

この時期に成長した業種としては、繊維・衣服、プラスチック製品、一次金属、機械の各部門であり、衰退した業種は、食品、家具、石炭製品、窯業・ガラス業であった。成長する業種では、中小企業数の増加がみられ、また1企業当たりの従業員数も増加した。

事業所数、従業員数、付加価値の変化

| 74 | 75 | 76 | 77 | 79 | 81 | 83 | 85 | 87 | 89 |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 21.8 | 21.9 | 23.9 | 25.6 | 30.7 | 32.4 | 38.2 | 43.0 | 53.1 | 64.4 |
| 96.5 | 96.2 | 96.2 | 95.9 | 96.5 | 96.9 | 97.4 | 97.5 | 97.6 | 98.1 |
| 581 | 649 | 757 | 883 | 1,013 | 1,045 | 1,214 | 1,368 | 1,719 | 1,884 |
| 44.8 | 45.7 | 44.1 | 46.0 | 47.8 | 51.1 | 54.8 | 56.1 | 57.3 | 60.9 |
| 583 | 896 | 1,223 | 1,815 | 3,244 | 5,362 | 7,768 | 10,059 | 15,995 | 24,718 |
| 31.2 | 31.7 | 30.0 | 32.4 | 35.2 | 34.8 | 37.1 | 37.6 | 39.4 | 45.0 |

衰退する業種には、二つのタイプがみられる。一つは、完全に衰退する伝統産業に属するものであり、精米、濁酒、韓紙、土器、練炭などの業種である。これらのタイプに属する中小企業は、企業数の減少と従業員の激減がみられた。

もう一つのタイプは、伝統的製品から近代的製品に素早く転換できた企業が生き残ったケースである。すなわち食品加工、家具、窯業・ガラス業である。これらの業種は、製品を高付加価値化し技術レベルを高度化することによって生き残った。これらの業種は企業数は減少したものの、生き残った企業は従業員数を増やして成長した。

中小企業は、70年代前半に構造調整を経て、70年代後半から80年代にかけて新たな成長を開始した。

(4) 成長する中小企業

70年代に成長した中小企業は、概ね輸出戦略産業として位置づけられた業種に属するものであり、繊維・衣服と金属・機械類の輸出比率は50%，20%と、中小企業全体の輸出比率20%を上回るかそれと同等の割合であった。

第3期にはいると、中小企業合計でみた生産、企業数、従業員数は上昇傾向となり、なかでも特に繊維・衣服・靴・皮革製品、ゴム製品、プラスチック製品、一次金属、機械類の業種は著しく成長した。従業員構成比でみると、中小企業従業員数合計に対して、これら業種の従業員数は、76年には40%，84年49%，90年75%と拡大している。とりわけ機械類は90年には中小企業従業員合計の30%を占め、繊維等産業よりも従業員数が多く、雇用数では最大の業種となっている。

この時期に成長した中小企業の業種が機械工業であるのは、偶然ではない。70年代半ば以降の重化学工業化政策による組立型機械工業の発展は、それに関連した部品・下請け加工産業発展の必要性を如実に示した。韓国の機械工業の成長は、生産設備をはじめとし、素材や部品を日本から輸入しなければ

ならず、そのため生産が増加すればするほど日本からの輸入が増加するという構造をもっていた。したがって、重化学工業化以降の政府の中小企業政策も、輸入部品を国産化する中小企業の育成を目的とした。

しかし遡れば、この中小企業を部品・下請け企業として育成するという方針については、1962年に公表された「第1次経済開発5カ年計画」すでに述べられている。同計画の中小企業政策に関する項では、「中小企業、手工業は、初期には同業組合組織を通じて発展をはかるが、漸次、大工業の成長とともに下請企業制度を育成する」としている⁽²⁾。

2. 中小企業の育成政策

(1) 中小企業系列化促進法

第1次経済開発5カ年計画の方針にしたがって、1975年12月に「中小企業系列化促進法」が制定された。部品・下請加工関係の育成を目的とした中小企業の育成に法的根拠が与えられたのである。同法は、78年、82年、90年に改正され今日に至っている。

同法の内容は、望ましい下請取引関係を形成するために、業種と品目を指定（系列化指定業種・品目という）して、系列化指定品目については中小企業が生産し、大企業は下請取引関係を形成しなければならないとしている。そして、望ましい下請関係を形成するために親企業と下請中小企業が守らなければならない基本的項目と、国家・公共団体の役割について述べている。そこでは親企業に対しては、発注分野の明確化、長期委託契約の締結、納期の適正化、物品受領証等の公布、単価の決定方法、納品検査方法に対する基準とともに、系列化指定品目生産の制限を義務づけている。下請企業は、設備の近代化、技術の向上、品質の改善努力を義務づけ、国家・公共団体には、系列化促進のために経営診断、技術指導、技術情報提供、各種検査または試

験施設の活用の斡旋要請に積極的に対応しなければならないと規定している。

このように大企業と中小企業の生産分野を分けることで、財閥といわれる大企業が中小企業の市場を侵食しないように、また大企業が下請発注をしなければならないようにして、中小企業の市場を保護・育成しているのである。系列化指定業種や品目は毎年見直しが行われ、その変化は第I-3表にみるとおりである。

指定業種は1979年から最も多かった84年までに約9倍に増加している。また、指定品目数は、同じ期間に約37倍増加し、下請け（市場を媒介としない取引）を行う企業数も、この間に延べ約16倍に増加している。このように増加した背景には、ビジネス全体の拡大があったことはいうまでもない。また、下請関係形成促進のため、中小企業協同組合中央会に下請け取引斡旋センターを設置し、下請企業を容易に探せる制度が用意された。そして1000以上の品目を系列化指定品目として指定して、中小企業の分野と定めたので、中小企業の市場領域が保護されたのである。

しかし1984年をピークに85～90年まで品目数が減少している。この点については近年賛否の議論があり、後に触れることがある。

ここで対象としている電子産業と工作機械産業の指定品目数を第I-4表からみると、電子・電気機械産業では、1984年の指定品目が380と最も多く、その後品目数が減っている。他方、工作機械産業は絶対数も少なく、その数にはほとんど変化がない。このような二つの産業の差異は、両産業の歴史の違いに起因する。

第I-5表から、産業別に下請依存の割合が高まってきたことをみてみよう。中小企業のなかでも下請けをしている割合をみると、下請け企業比率は、年とともにジリジリと上昇していることが読み取れる。個別業種でみると、比率が70年から79年にかけて下降し、80年以降に上昇を開始した業種がいくつもあるものの、中小企業系列化品目が指定された79年以降でみると、全般的に上昇傾向であることが確認できる。販売額に占める下請け比率でみても同じような傾向がみられる。ここで特に注目されるのは、機械工業が全般的に

第I-3表 中小企業系列化指定業種数と品目数

| 年 次 | 79 | 80 | 81 | 82 | 84 | 86 | 88 | 90 |
|--------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 業種数 | 5 | 6 | 24 | 34 | 44 | 40 | 43 | 42 |
| 品目数 | 41 | 71 | 426 | 1,048 | 1,553 | 1,253 | 1,177 | 1,160 |
| 親企業数 | 37 | 64 | 220 | 345 | 395 | 337 | 343 | 333 |
| 下請け企業数 | 157 | 263 | 1,141 | 1,940 | 2,487 | 2,188 | 2,166 | 2,203 |

(出所) 商工部『競争と協力』(韓国語) 1991年、87~88ページ。

第I-4表 電子・電気産業および工作機械産業の系列化品目数

| | 83 | 84 | 85 | 86 | 87 | 88 | 89 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 電子・電気 | 343 | 380 | 247 | 233 | 223 | 221 | 218 |
| 工作機械 | 33 | 33 | 33 | 37 | 41 | 40 | 33 |

(出所) 第I-3表に同じ、88ページ。

第I-5表 業種別下請け取引状況(%)

| | 1970 | 1975 | 1979 | 1980 | 1982 | 1984 | 1986 |
|--------------|------|------|------|------|------|------|------|
| 中小企業の下請け企業比率 | | | | | | | |
| 織 繊 | 21.5 | 34.2 | 49.7 | 49.3 | 53.7 | 47.1 | 53.5 |
| 衣 服 | 4.5 | 4.6 | 10.8 | 14.7 | 29.8 | 38.6 | 34.8 |
| ゴム 製 品 | 44.1 | 56.6 | 39.2 | 38.9 | 40.7 | 59.9 | 59.3 |
| 一 般 機 械 | 41.9 | 31.3 | 44.5 | 50.0 | 56.6 | 68.9 | 63.5 |
| 電 気 機 械 | 49.8 | 43.1 | 57.2 | 58.3 | 61.0 | 69.7 | 76.8 |
| 輸 送 機 械 | 32.2 | 40.0 | 24.9 | 23.4 | 51.2 | 53.5 | 73.8 |
| 中小製造業 | 17.4 | 17.4 | 25.7 | 30.0 | 37.7 | 41.7 | 42.5 |
| 中小企業の下請け販売比率 | | | | | | | |
| 織 繊 | 19.4 | 19.7 | 14.1 | 25.5 | 22.0 | 20.5 | |
| 衣 服 | 7.6 | 14.6 | 18.4 | 10.9 | 37.7 | 21.8 | |
| ゴム 製 品 | 40.3 | 21.4 | 26.4 | 33.2 | 41.1 | 34.9 | |
| 一 般 機 械 | 49.9 | 38.8 | 46.0 | 42.8 | 52.6 | 43.4 | |
| 電 气 機 械 | 28.0 | 34.4 | 47.5 | 46.7 | 42.4 | 40.0 | |
| 輸 送 機 械 | 44.8 | 31.7 | 35.3 | 67.2 | 61.4 | 66.3 | |
| 中小製造業 | 17.0 | 18.8 | 20.8 | 26.0 | 27.7 | 24.8 | |

(出所) 『80年代中小企業育成政策の成果と課題』、59、68、92ページ。

(注) 中小企業の下請け企業比率=下請けしている中小企業数/当該業種の中小企業総数×100
中小企業の下請け販売比率=下請け販売額/中小企業の販売総額×100

第I-6表 親企業の指定品目生産の変化

| | 1979~85年までの 生産品目申告結果 | 1986年末の 内製状況 | 1989年の内製状況 |
|------|-------------------------|-----------------|------------|
| 一般機械 | 198 | 67 | 41 |
| 輸送機械 | 68 | 22 | 30 |
| 船舶 | 36 | 30 | 12 |
| 電子電気 | 88 | 58 | 34 |
| その他 | 3 | 5 | 6 |
| 合計 | 393 | 182 | 123 |

(出所) 第I-3表と同じ、89ページ。

高い販売の下請け比率を見せていることである。この傾向は、系列化指定品目数が減少した後も続き、89年まで続いている。

このように下請比率が上昇してきたのは、大企業が、系列化指定品目とされた品目の生産を中小企業に移管していくことを奨励されたからということもある。親企業である大企業が、系列化指定品目の生産を縮小していくようすが第I-6表からはっきりみられる。

(2) 中小企業事業調整法

中小企業の市場を大企業から守り確保しようとしたもう一つの法律に、「中小企業事業調整法」というのがある。これは、中小企業固有の業種と判断され指定された業種には、大企業が参入できないというものである。1979年に23業種が指定され、83年103業種、89年237業種に増加している。

この制度は、財閥といわれる大企業が中小企業に与える深刻な問題を事前に回避しようとする目的をもち、個別業界団体が、商工部長官に中小企業固有業種として指定を要請すれば、意見照会や諮詢・調整の手続きを経て指定される。もっとも、調整の方向性としては固有業種の特性により時限的であり、技術発展に寄与する方向で、過保護にならないように最少限度の範囲で行うとしている。実際どのようなものが品目指定されているかをみると、電

第I-7表 中小企業の設立時期別事業所数の割合(%)

| | 1946 ～ 1950 | 1951 ～ 1955 | 1956 ～ 1960 | 1961 ～ 1965 | 1966 ～ 1970 | 1971 ～ 1975 | 1976 ～ 1980 | 1981 ～ 1985 | 1986 ～ 1989 |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 3 製造業 | 0.2 | 0.4 | 0.7 | 1.6 | 3.3 | 8.8 | 20.7 | 31.8 | 32.2 |
| 飲食料品業 | 0.1 | 1.8 | 1.0 | 5.9 | 7.6 | 18.8 | 23.1 | 24.2 | 15.6 |
| 繊維・衣服・皮革業 | 0.3 | 0.4 | 0.4 | 0.5 | 3.2 | 9.1 | 17.2 | 33.3 | 35.6 |
| 木製品・家具業 | — | 1.1 | 0.5 | 3.2 | 2.6 | 8.8 | 26.5 | 28.0 | 29.1 |
| 紙・印刷・出版業 | 0.2 | 0.2 | 1.1 | 1.0 | 3.0 | 8.7 | 25.9 | 23.9 | 36.0 |
| 化学・石油・ゴム業 | 0.1 | — | 0.5 | 2.1 | 1.8 | 14.1 | 27.9 | 37.0 | 16.4 |
| 非金属鉱物業 | 0.4 | 0.1 | 1.4 | — | 4.5 | 7.1 | 25.5 | 38.0 | 22.5 |
| 一次金属製品業 | 0.2 | 0.1 | 0.7 | 1.1 | 2.4 | 5.8 | 20.5 | 33.6 | 35.2 |
| 機械金属加工組立業 | — | 0.2 | 0.5 | 1.0 | 4.2 | 4.7 | 16.3 | 27.4 | 45.7 |
| その他の | | | | | | | | | |

(出所) 商工部『中小企業実態調査報告書』、1989年。

(注) 中小企業事業所を100として設立時期別にその割合をもとめている。

子関係では、ヘッドホーン、アンテナ、リードワイラー、インターホーン等いろいろ指定されている。

(3) 増加する中小企業

中小企業の数は、第I-2表からすでに確認したように、1976年（第3期）以降毎年2000社近く増加し、その数は年とともに増えている。

1989年の中小企業実態調査結果から、製造業の中小企業の設立年次別の特徴をみると、従業員19人以下の小企業の場合67%が80年以降の設立、20人～299人の中企業の場合59%が80年以降の設立で、76年以降も含めると82%がこの中に含まれる^[3]。現在ある中小企業の多くは、76年以降設立された企業である。

業種別の設立年次別事業所数を第I-7表に掲げた。このなかで、製造業全体の割合よりも高い割合で81年以降設立されている業種は、繊維・衣服・皮革業と機械金属加工組立業である。したがって、80年代中小企業の増加している業種は、この2業種であるといってよいであろう。この2業種の中小

企業の設立が増加している背景には、下請け取引の増加、あるいは下請けという構造ができつつあることがある。実際、繊維・衣服・皮革業の「下請けをしている」という下請け比率は76%，機械金属加工業の場合79%と製造業全体の67%よりもはるかに高いのである⁽⁴⁾。

このように中小企業が増加する背景として、中小企業の創業支援制度、金融支援制度を次にみてみる。

(4) 中小企業設立支援

支援には、工業団地の造成やインフラの整備といった間接支援と、創業のための融資というような直接支援があり、政府の政策としては、このどちらも行われてきたが、ここでは直接的支援について述べる。

中小企業への資金支援の代表的窓口としては、1961年に設立された中小企業銀行がある。政府金融当局は、65年から一般市中銀行に対しても、貸出総額の30%は中小企業へ振り向けるように指導した。韓銀の資料によると、この指導により60年代前半までの中小企業への貸出の割合が10%台であったものが、67年から75年までは主要預金銀行の貸出総額の約25%程度が中小企業に振り向けられるようになった⁽⁵⁾。ところが、75年からこの割合は、さらに急上昇し始め、77年には40%台へ、80年には50%に肉薄して増加した。これは、政府の輸出奨励政策の強化によってなされたものであり、金融支援が全般的に強化された結果であった。

このような銀行からの融資拡大は、政府の政策目標に従って選別的に与えられたことはいうまでもない。輸出産業、あるいは特定育成業種とされた機械金属工業に対して集中的に行われたのである⁽⁶⁾。

1980年代にはいってからは、中小企業育成を憲法⁽⁷⁾に盛り込んだり、中小企業振興長期計画（1982～91年）を策定し、中小企業育成に一層の力をいれ始めた。これは、70年代の産業政策が、特定輸出企業や特定業種に偏重した結果、同じ中小企業でも業種間、地域間において不均衡が拡大したことに対

する反省があったためとされている。

こういった一連の中小企業重視政策への転換が行われて、中小企業数は著しく増加した。その中心的政策の一つとして、有望中小企業の発掘・支援政策があげられる。有望中小企業とは、先端技術を保有する企業や技術革新が期待できる中小企業に対してさまざまな支援を行うというもので、1983年5月から実施された。1986年までに毎年1000件弱の企業が有望中小企業とされ、支援を受けた。

有望中小企業に対する具体的な支援は、金融機関による資金および経営の支援、政府研究機関による技術開発と技術指導、産業研究院からの情報提供や経営指導、中小企業振興公団からの技術と経営の指導および情報提供、大韓貿易公社からの輸出取引斡旋等が挙げられる。

また1982年には、中小企業振興法に創業設立支援が盛り込まれ、1984年から国民銀行、中小企業銀行、韓国技術開発(株)、信用保障基金、中小企業振興公団等から融資支援が行われることになった。

1986年には、中小企業創業支援法が独立して制定され、創業支援基金がつくれられ、新規に創業する製造業および関連業種に対して、この基金の出資を通じて中小企業創業投資会社や中小企業相談会社、創業投資組合等から創業者に融資されている。

中小企業が実際に必要な資金をどのように調達しているかをみると、1989、90年では、自己資金が45から47%に増加、金融機関は49%，残り3~4%が会社や私債市場から調達している。意外に自己資金比率が高い。

3. 国産化政策と企業間分業構造の構築

(1) 日韓貿易赤字と部品の国産化

創業される多くの中小企業は、ビジネスチャンスの拡大によって独立する

企業家によるものである。これが最大のインセンティブとなり、各種金融がそれをサポートしている。ビジネスチャンスは、大企業と中小企業との取引の拡大、すなわち企業間の分業構造構築の必要性や、政府の部品国産化政策と密接に関連している。

韓国の産業発展は、国際分業、特に日本との分業に支えられて展開してきた。したがって、重要な輸出産業の国産化率はかなり低く、輸入誘発係数が高い。第I-8表に示したように、韓国の貿易赤字の多くは日韓貿易赤字が占めている。韓国側のこのような赤字は、財の性格別にみると、完成品の輸入や消費財の輸入によるものではなく、素材や部品が含まれる中間財の輸入によるものである（第I-1図参照）。これら輸入部品の国産化は、ビジネスチャンスとなり、中小企業の創業に拍車をかけている。

部品等の国産化率が実際に上昇しているかどうかをみるために、輸入誘発係数を第I-9表に示した。それによると、機械金属業のように輸入誘発係数が徐々に低下している業種もあるが、むしろ輸入誘発係数が容易に低下する類のものではないことが読み取れる。部品国産化政策の困難な問題は、これまで行ってきた国産化を、技術革新が一瞬に無意味にしてしまう点である。例えば、工作機械産業においては、1970年代半ば以降、汎用旋盤の技術導入が活発であった。政府は、この国産化率向上のために系列化品目を指定して国産化率向上を図った。この結果、80年代の初めには国産化率が90%近くまで上昇した。しかし、1980年代前半の工作機械の数値制御（NC）化は、製造技術の概念を一変し、これまで必要がなかったNC装置を必要とし、この輸入が国産化率を一挙に50%にまで引き下げてしまったのである。

このように技術革新が、ときには、これまでの国産化の努力を全く無駄のごとくにしてしまう。しかし、そうはいっても、技術革新から取り残されるることは避けなければならないし、政府は国産化の努力を続けなければならない。商工部の輸入代替国産化計画では、系列化によって1991年までに機械部品産業の4400品目、電子・電気部品3850品目、機械の1930品目を国産化する計画である（第I-10表参照）。

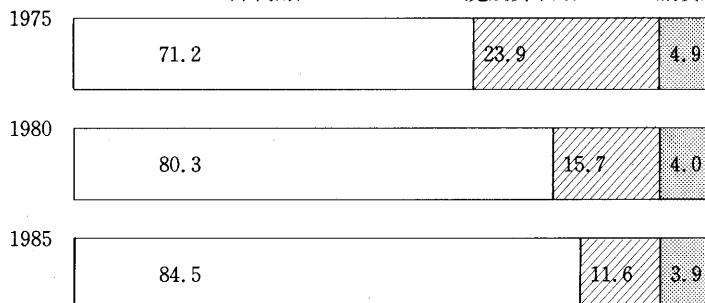
第I-8表 日韓貿易赤字の貿易赤字に対する割合 (単位:100万ドル)

| | 1971 | 73 | 75 | 77 | 79 | 81 | 83 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 日韓貿易赤字(a) | 0.693 | 0.558 | 1.142 | 1.779 | 3.305 | 2.872 | 2.835 |
| 貿易赤字(b) | 1.046 | 0.566 | 1.671 | 0.477 | 4.396 | 3.628 | 1.763 |
| シェア(%) (a/b) | 66.3 | 98.6 | 68.3 | 373.0 | 75.2 | 79.2 | 160.8 |

(出所) 経済企画院『主要経済指標』1990年、201、216、219ページ。

第I-1図 輸入商品の用途別構成

(中間財) (完成資本財) (消費財)

(出所) 韓国銀行『1975-1980-1985 接続不变産業連関表(1)』(韓国語)
1989、27ページ。

第I-9表 輸入誘発係数からみた国産化率の推移

| | 1975 | 1980 | 1985 |
|-------|------|------|------|
| 製造業合計 | 0.33 | 0.33 | 0.36 |
| 軽工業 | 0.22 | 0.23 | 0.27 |
| 重化学工業 | 0.52 | 0.46 | 0.45 |
| 石油化学 | 0.57 | 0.52 | 0.54 |
| 一次金属 | 0.59 | 0.54 | 0.44 |
| 機械金属 | 0.43 | 0.39 | 0.38 |

(出所) 第I-1図に同じ。

第 I-10 表 年度別輸入代替計画（単位：100万ドル、カッコ内品目数）

| | 1987 | 1988 | 1989 | 1990 | 1991 | 合 計 |
|---------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------|
| 機 械 類 | 450 (380) | 540 (400) | 730 (390) | 860 (390) | 1,100 (370) | 3,680 |
| 電子・電気機器 | 184 (150) | 289 (130) | 407 (130) | 570 (120) | 700 (120) | 2,050 |
| 機 械 部 品 | 222 (960) | 270 (910) | 362 (860) | 456 (840) | 540 (830) | 1,850 |
| 自動車部品 | 140 (380) | 190 (370) | 230 (360) | 270 (350) | 290 (340) | 1,120 |
| 電子・電気部品 | 244 (550) | 407 (600) | 584 (700) | 809 (900) | 1,029 (1,100) | 3,073 |
| 素 材 | 387 (150) | 819 (150) | 1,370 (150) | 2,223 (150) | 2,463 (180) | 7,262 |
| 合 計 | 1,627 (2,570) | 2,515 (2,560) | 3,683 (2,590) | 5,188 (2,760) | 6,022 (2,940) | 19,035 |

(出所) 表 I-5 と同じ、103ページ。

(資料) 商工部『中小企業に関する年次報告』(韓国語), 1987年。

(2) 企業間分業構造の構築

中小企業系列化促進法は、日本と同様の下請構造を法律によって強制し構築しようとするものである。親企業と下請け中小企業との取引関係は、日本ではプラスとマイナスの両方のイメージがあり、一般にこれまで、圧倒的に力の強い大企業（親企業）と、力の弱い下請け中小企業というイメージに収斂されてきた。

近年こういった取引関係に日本の国際競争力の淵源があるという見直しが活発にされているが、1975年段階において下請取引関係を法律で強制しても韓国に移植しようとしたのは、そのことによって中小企業への技術移転の効果を大いに期待したためとみられる。

したがって、中小企業系列化促進法は、もっぱら下請取引関係のもつマイナス面を取りのぞくことに注意を払った法律となっている。すなわち、代金

支払いの期限を60日と定め、検査の有無にかかわらず、納入した日から60日以内に支払わなければならぬ（第9条）。長期委託契約を結ぶことにより、下請企業が計画を立てて原価引下げや品質の向上に努められるようする（第10条）。また、親企業の遵守事項を定め、親企業の横暴がないように規制し、中小企業を保護しようとしている。

具体的には、親企業は下請企業に生産を委託する時、以下のような行為をしてはならない。下請企業に過失がない場合に納品の受領を拒否したり納品代金を減額すること；納品代金を支払い期日後に支払う行為；品質の維持または改善のために必要な場合やその他正当な理由がある場合を除いて親企業が指定する物品を強制的に購買させる行為……である。

また、特定親企業と取引関係がある下請企業は、親企業と対等な取引関係を維持し相互技術情報を交換したり共同開発をしたりするために、協議会（下請企業協議会）をつくることを奨励している。この協議会は、親企業と下請企業との関係で問題が発生することを予測し、その防止のために親企業と下請企業が密接なコミュニケーションをはかることを目的とする。しかし、韓国で初めて作られた協議会は、当初納入価格を決定するための団体交渉の機能を果たしたといわれるほどに、中小企業のほうがむしろ力を持っていた。

電子・電気関係では1986年時点で27個の下請け企業協議会が結成されている。また一般機械でも16の協議会が結成されている。

このように同法が、親企業の横暴を事前に予測してその抑制に力点をおいたのは、韓国の経済成長が、大企業の肥大化とか財閥支配によって達成されてきたことと無縁ではない。生産に占める大企業グループの割合が、上位3グループで46%を占めるほどの状況であることからして、その抑制に力点をおいたのは当然である。

いくつかの大企業は、1980年代にはいり積極的に中小企業の育成に取り組みはじめた。そして1985年以来の円高がこの傾向に一層の拍車をかけた。その実態について、『協力と競争』（商工部、1991年）の調査からみてみよう。

(3) 下請取引の質的変化

親企業が下請企業を利用する理由について1980年と84年を比較すると、80年の第1位の理由は、「低賃金で単価が低い」であったが、84年になると「専門技術を利用できる」が最大の理由となった。技術による分業関係ができるつつあることを示していると思われる。

親企業が下請企業を選定する理由も、80年は「低賃金と低単価」、「納期の遵守」、「品質・精度」が選定基準の第1位から3位であったが、84年には、「品質・精度」が第1位、次に「納期の遵守」、「協力度」となり「低賃金と低単価」は5位に低下した。したがって、低賃金利用という関係から、ともに同じ目的に向かう協力企業という関係に、質的に変化しつつある。

こういった取引関係の目的が質的に変化した結果、下請企業は、大企業から移転されるノウハウを吸収して生産技術を向上させてきた。大企業から下請け中小企業に対してどのような支援が行われたかを大企業の協議会への助成からみると、親企業からの支援としては、(1)資金支援、(2)貸出保障、(3)技術および経営指導、(4)技術研修、(5)設備の貸与や供与等が挙げられる(第I-11表参照)。

第I-11表 親企業の下請企業に対する支援実績

| 支 援 内 容 | 1985 | 1986 | 1987 | 1988 | 1989 |
|------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 資金支援(億ウォン) | 2,137 | 4,216 | 11,892 | 11,317 | 11,792 |
| 保証支援(億ウォン) | 215 | 370 | 1,027 | 1,906 | 3,439 |
| 支援親企業数(社) | 32 | 41 | 62 | 78 | 95 |

(出所) 第I-3表に同じ、99ページ。